

長野県消費生活審議会・消費者教育推進協議会 議事録

○日 時 平成 27 年（2015 年）11 月 17 日（火） 午後 1 時 30 分から 3 時 20 分

○場 所 長野県庁議会棟 4 階 401 号会議室

○出席者

審議会委員（11 名）

久保田勝士委員、小金玲子委員、鶴田敦子委員、宮入千恵子委員、山岸重幸委員、高橋昌子委員、徳嵩淳子委員、中島たせ子委員、山田ふみ江委員、倉田由里子委員、林部勤委員

県側

長野県県民文化部長 青木弘、くらし安全・消費生活課長兼北信消費生活センター所長 青木淳、企画幹兼課長補佐兼企画指導係長 池上昌樹、課長補佐兼相談啓発係長 阿部明子、中信消費生活センター所長 竹淵哲雄、南信消費生活センター所長 市瀬竜二、参事兼東信消費生活センター所長 古川雅文 ほか

【事務局 くらし安全・消費生活課 池上企画幹】

それでは定刻になりましたので、ただいまから、「長野県消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会」を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局の池上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、青木県民文化部長からごあいさつを申し上げます。

【青木県民文化部長】

県民文化部長の青木弘でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

このたびの消費生活審議会委員の改選に当たりまして、委員就任をお願いしたところ、快くお引き受けいただきお礼申し上げます。2 年間という任期でございますが、本県の消費者行政の課題の解決に向け、大所高所からのご指導をいただければと思います。

最近の状況等につきまして触れさせていただきますが、市町村におけます消費生活センターは、現在、15 の市と 1 町で設置され、住民に身近な市町村での相談体制の整備が県下で進みつつあるところでございます。

県の消費生活センターでございますが、広域を所管していることをより明確にするため、今年 4 月に北信、中信、南信、東信と名称変更を実施したところでございます。

最近の消費者被害、とりわけ特殊詐欺被害でございますが、10月末の認知件数が231件、被害金額で約6億5千万円と、昨年が年間190件ということで、被害件数は昨年を大きく上回っており、極めて深刻な状況でございます。被害金額は、未然に止められた場合がございますので、若干下回っております。

そのため県では、5月から「特殊詐欺、ひとごとじゃない！」キャンペーンを実施しており、例えば訓練型の出前講座などを行い、県民の危機意識の醸成を呼びかけているところでございますが、なかなかすぐに効果があるという状況ではございません。

それから、県民が消費者被害に遭わないよう、また、加害者とならないように、若いうちからの消費者教育も大変大事な課題と考えております。この点につきましても教育委員会などとも連携いたしまして、各段階に応じた、適切な消費者教育が推進できるよう努めてまいりたいと考えております。

皆様方から、このあと説明を申し上げます県の施策に対しまして、それぞれの立場から、また、中長期的な視点からも、ご意見をいただければと考えております。

いま一点、消費者安全法の改正により、消費生活センターの組織に関する事項等を改めて条例で規定することとなったのに伴いまして、長野県消費生活条例の一部を改正することとしておりまして、その考え方等についても後ほどご説明申し上げます。

本日は、限られた時間ではございますが、消費者行政・消費者教育の推進に向けて、忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局 暮らし安全・消費生活課 池上企画幹】

恐れ入りますが、青木部長は、公務の都合によりまして、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

当審議会は、長野県消費生活条例第38条の規定により設置された組織でございます。また、当審議会の委員は、長野県消費者教育推進地域協議会の委員も兼ねるということになっております。関係の規定については、お手元に配付してございますので、ご確認をお願いします。

次に、当審議会委員の改選についてのご報告を申し上げます。

平成27年8月6日付けをもちまして、第3期の委員の任期が満了いたしました。第4期15名の委員の皆様につきましては、お手元に配付しました名簿のとおりです。

それでは、今回、初顔合わせということでございますので、それぞれ自己紹介をお願いいたします。久保田委員さんからお願いします。

(出席委員 順に自己紹介)

なお、本日は、池田茂委員、才川理恵委員、高木蘭子委員、塚田裕一委員の4名が、ご都合がつかず欠席をされております。

つきましては、委員総数 15 名中、11 名の皆様がご出席ですので、長野県消費生活条例第 40 条で準用しております第 28 条第 2 項の規定及び長野県消費者教育推進地域協議会設置要綱第 6 の規定による過半数のご出席がございますので、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

次に、県側の出席者でございますが、委員名簿の裏面をご覧ください。青木部長以下、消費生活に関連する業務を行っている課の職員としまして消費生活庁内連絡員、県消費生活センターと事務局のくらし安全・消費生活課の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは会議事項(1)の当審議会の会長の選任についてお諮りしたいと思います。当審議会の会長につきましては、消費生活条例第 40 条で準用する第 27 条第 1 項の規定によりまして、委員の互選となっております。

この件につきまして、ご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【久保田委員】

これまで大変ご尽力いただいて会長をお務めになられた山岸重幸委員に、引き続き会長にご就任いただけますよう、ご推薦申し上げます。

【事務局 くらし安全・消費生活課 池上企画幹】

ただいま、久保田委員から山岸委員を会長に推薦をとのご発言がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし、拍手)

それでは、当審議会の会長は山岸重幸委員と決定させていただきます。

会長に就任されました山岸委員には、中央の会長席にご移動いただき、一言ご挨拶をお願いします。

【山岸会長】

ただ今皆様からご推挙いただきまして会長を務めることになりました山岸です。はなはだ非力ではございますが、また見識が高い皆様の前で心もとないところはありますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

この審議会は、非常に活発なご意見を頂戴しております。先ほど青木部長からもご紹介いただいたとおり、問題は山積しておりますので、本日も忌憚のないご意見をたくさんいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局 くらし安全・消費生活課 池上企画幹】

山岸会長、ありがとうございました。

当審議会では、職務代理者について、消費生活条例第40条で準用する第27条第3項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、職務代理者の指名をお願いします。

【山岸会長】

当会で私の会長の職務を代理する方として、鶴田委員をお願いしたいと思います。鶴田委員、よろしく願いいたします。

(鶴田委員、了承)

【事務局 暮らし安全・消費生活課 池上企画幹】

ありがとうございました。鶴田委員が職務代理者ということでよろしく申し上げます。それでは、会議事項の(2)に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。会議資料は、次第にもありますとおり、資料1から資料9でございますが、先日お送りした資料のほか、本日、資料6-2、資料7、資料9-2をお配りしています。また、恐縮ですが、資料1、資料5の5ページに一部訂正があるため、差し替えをお願いします。それからチラシ等として、くらしまる得情報、クリアファイルの中にチラシとスイングポップを入れたものをお配りしています。不足等ないか、ご確認をお願いします。

次に、本日の会議は、録音をさせていただいております。後日、議事録として取りまとめる予定でございます。発言は、マイクを通していただきますようお願いいたします。

また、会議の終了時間でございますが、おおむね午後3時半を予定しております。ご協力をお願いします。

それでは、これから会議事項に入ります。

当審議会の議長につきましては、消費生活条例の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、山岸会長に議事の進行をお願いいたします。

【山岸会長】

本日の審議の内容についてご案内します。消費者施策の状況について、長野県消費生活条例の一部改正について、ということが審議の内容となっております。

資料2にもあるとおり、我々は県民意見の反映のために審議会の運営をしておるわけでございますので、改めて運営についてご協力をお願いいたします。

当審議会の運営につきましては、お手元に配付の「長野県消費生活審議会の運営について」に基づき、運営されることとなります。

本日の会議に関して、傍聴者の撮影・録音は、事前に会長の許可を得ることとされており、あらかじめ許可しましたので、ご了承をお願いします。

それでは、会議事項(2)消費者施策の状況について、事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

(資料1～8により説明、今年度制作・放送しているテレビ・ラジオCMの視聴、
訓練型出前講座の実演)

【山岸会長】

今の説明に関して、ご質問ご意見などありましたらお願いします。

では、私の方から一点。資料5の3ページ、消費生活サポーターの養成講座の記載がありますが、こういった内容なのかご説明いただきたいと思います。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

今年も夏に実施しまして、実は私も消費生活サポーター養成講座を受講しました。実際にどういう場面で消費者トラブルがあつて、どういうやり方でそれを周知したらいいか、ということ講義いただいた上で、グループワークをして、どういうふうに周知したらいいか、受講者同士で考えてお互いに発表し合うような実践的な内容としました。去年サポーターになろうと受講した方には、消費者に関する情勢について詳しい方とそうでない方の差があったものですから、講義中心でやったのですけれども、それだと詳しい方にとってはそんなことはみんな知っているという話もありましたので、今回はより実践的なものとさせていただきました。

【山岸会長】

本日ご出席の徳嵩委員は、サポーターをやられているということですが、何か要望とかも含めてありましたらお願いします。

【徳嵩委員】

私は去年登録させていただきまして、サポーターになっております。何回か研修を受けて、消費者問題について考える機会を多くの消費者団体の方と一緒に受けておりますが、養成講座を受けた後に、では、自分たちはどうやって広めていったらいいのか、というところが問題かと思えます。消費者団体の中に入って行って、その団体の中で広めていくことは、じわじわできるのではないかと思います。せっかく得た知識や情報をもうちよっと広い角度で、いろんな所で使えたらと思うので、そんな場が少ないと感じます。

【山岸会長】

その情報をどうやって伝えていくかということに関して、県はどのようにお考えでし

ようか。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

制度自体、去年つくったところで、いろいろ周知はしているんですけども、なかなか広がらないということと、自分たちサポーターに何ができるのか、どうやって市町村に入り込んでいったらいいのか、ということが課題だと思っています。今年レベルアップのための講座をやっているところですが、県としてはサポーターになってもらい、講習に参加したり、年金支給日に特殊詐欺被害防止の啓発活動をしてもらうだけでなく、もっと地域に密着した活動をしていただきたいというのが趣旨です。そういった活動は県でなく市町村がやっているものですから、市町村とのつながりがなかなか持てないようです。消費者の会とかでサポーターになっている方は市町村とのつながりがありますけれども、企業やNPOでサポーターになっている方は自分の所属する中でしか活動できていない方もたくさんいます。去年は市町村から推薦された方の情報は市町村に提供していましたが、今年は企業等から推薦された方についてもご本人の了解をいただき、市町村にサポーターとなった方の情報を提供し、活用をお願いしているところです。消費者団体で市町村等と話をする機会を設けており、県も参加していますが、そういうところでも市町村での活用のしかたについて意見を聞いていますので、徐々にですが、広がっていけばいいなと考えています。

【中島委員】

サポーターの件です。今月の13日に、市町村のサポーターの集まりがあり、そこで初めて誰がサポーターになっているかを知りました。サポーターになっても知らない方たちばかりで、いろんなことをサポーター同士話し合いながらやっていった方がいいということで少し進みましたので、サポーターになっていることをお互いに知らないとい何もできません。市町村との話し合いもとてもよかったので、そういう方法をまたとっていただけたらと思いました。

【高橋委員】

サポーターは、自分が手を上げてなりたいという人を受け入れてくださるのか、それとも人選があつてふるい落とされることがあるのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

手を上げて応募していただいて、実践的な研修を受けていただければ、ご本人の了解を得て登録ということになりますので、県民の方であればどなたでもサポーターになっていただけます。

【高橋委員】

先ほどのご意見にもありましたが、サポーターを持っていてもわからない、埋もれているわけです。だったら何か表面的にサポーターですよという目印、例えば、青いスカーフを首に巻くですとか、認知症サポーターのようにオレンジの輪をしているとか、人が見たときに、相談したいけれども、あの人サポーターだな、と気軽に相談に乗ってもらえるようなシステムを作っていただかないと、サポーターがいながら相談ができない、ということになってしまいますので、考えていただけないかなと思います。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

全体の人数が222人ということで、広い長野県の中で222人しかいないので、どういう広め方がいいか、というのはあるのですが、市町村と話をしたりということがようやく動いてきています。地道に広めていっていただくのと合わせて、サポーターの方からも、自分がサポーターであるという身分を示すものが修了証だけでなく欲しいというご意見もいただいていますので、考えていきたいと思っています。

【小金委員】

先ほど、「サポーターを知ってもらう方法として表面的に目立つ方法」とお話がありました。県には消費者被害防止啓発キャラクターとして「もシカっち」があります。これをもっと利用してサポーターはワッペンをつけるとか、イベントの際、ぬいぐるみを使うなど利用する方法もあると思います。

【徳嵩委員】

今はまだサポーターが少ないのかなと思います。まだ始めたばかりなので、手をかけられるところ、声をかけられるところから募集を始めているのだと思います。資料を見ると、消費者教育は学校の方へ話を持って行ってやらないといけない問題で、高校生や大学生といった段階も教育の重要な部分だと思います。そういった高校生、大学生くらいになると、十分サポーターの役割もできるのではないかと思うので、そんなところも検討していただきたいです。

【宮入委員】

高校を卒業すると社会へ出ますので、高校における消費者教育は非常に重要だと思っています。被害者ということもありますけれども、加害者になる可能性もありますので、消費者教育には力を入れていかなければならないと思っています。また、法の改正により高校生で選挙権を持つような生徒も出てきますので、高校生の立場もまた違ってくると思います。ただ、どうやって力を入れていくかとなると、大変難しい問題です。

また、資料2に学校における人材育成ということで、教職員を対象にした消費者教育研修を開催するとありますが、どのような形で開催していただけるのか、具体的なことがありましたら教えてください。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

小・中・高校における教職員に対する研修ということですが、今までは1か所のところに県下から集まってもらって研修会を開催していたのですが、それだと先生方は忙しくてなかなかそこまで行けないという話があったものですから、今回は学校に行って、その学校や近隣の学校から集まってもらえば時間がかからないということで、そこで研修を実施したいという趣旨でやろうとしているものです。話の中身は消費者教育ということでこれまでの研修と変わるものではありません。

【宮入委員】

出前講座のようなものでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

そうです。

それから、先ほど小金委員から、ぬいぐるみなどソフトなものをというご意見をいただきましたが、「もシカっち」は着ぐるみはありませんが、啓発活動をする場合は、県のアルクマや県警のライポくんに出てきてもらっています。特にお子さんは非常に喜ぶますし、集客力もあるので、活用するようにしています。

また、高校生のサポーターについてですが、サポーターはご本人から応募いただくもので、県下4会場でしか研修をやらないと、遠くの方は来れないというのがあることから難しい面もありますが、イベントなどに出ていただく形で、例えば、高校で紙芝居を作ったり、演劇をやったりということを協力していただければ、協力していただいた側には、消費者教育に関わったということになると思いますので、そういう協力の依頼はしています。

【鶴田委員】

訓練型出前講座を聞かせていただきましたが、講座を受けた側がこの講座を効果的だと感じているか、訓練された状況を見て、どういうふうにお考えになっていますか。

【くらし安全・消費生活課 松原課長補佐】

今まで多くの方に受けていただきましたが、参加してくださる方の中には、すでにご自分で息子さんとの間に合言葉を決めてらっしゃる方がいて、そういう方が電話で実演していただくと、周りの人が「ああ、こういう言葉を決めておけばいいんだ。」ということがわかりやすくなります。また、実際にご自分の家に特殊詐欺と思われる電話がかかってきて対応したという方が結構いらっしゃって、そういったことを周りの人に言うことで、特殊詐欺が身近で、かつ、こういうことも言うてくると周知することができます。手前味噌じゃないですが、好評いただいていると思っています。あとは、この講座

をやることによって、いろいろな情報が共有できる、地域の人が集まって、うちにはこんなことがあったということを書いてくださる方が多く、そういう面ではこの講座を開催してよかったと考えています。

【鶴田委員】

「体験型」というのは教育のキーワードで、「周知から体験へ」というのはとてもいいキャッチフレーズだと思っています。この講座は長野県独自なんですか。全国でこういう体験型の講座をやっているんでしょうか。とても演技もよかったですし、すごくよく練られている脚本でしたが、これはどこで考えられたんでしょうか。ひとつの手法としてはあると思いますが、自治体レベルでは他でもやられているんでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 松原課長補佐】

調べる限りでは、こういう取組をしているところはないと思われます。こういうものを何で思いついたかと申しますと、私、警察から出向で来ておるんですが、今までいろいろ啓発の活動をやってきて、また、防犯ボランティアの方たちが紙芝居や寸劇をやって、いかに手口をわかりやすく伝えるかということで努力していただいているところですが、どうしても被害が減らないものですから、いろいろ考えてみたんです。やっぱりみなさんひとごとと思っているので、実際に電話で体験することによって、自分のこととして捉えてくれるのではないか。紙芝居や寸劇では、どうしても第三者的に捉えてしまうので、特殊詐欺は電話一本で騙されてしまうという面が「特殊」なわけで、電話で聞いてもらえばどうかと思ったわけです。講座のときに全員が電話を受けていただけないので、他の方は目をつぶって、自分がこの電話を受けたらどうしようと考えながら聞いてくださいと呼びかけています。

【鶴田委員】

確かではないのですが、皆さん自分はだまされないと考えているけれどだまされてしまうという点をついているのが、立正大学の先生（西田公昭教授）で、あなたはこういう人ですかというチェック表があって、だまされないと考えている人が案外すごくだまされるとかいうのがあります。それもちょっと加工しないといけないのですが、体験的に自分を見つめるような教育をしていった方がいいと思っています。紙の啓発資料もすごくいいのだけれど、活字になってしまうとなかなか入らないので、新しい手法を取り入れていかないと、説明されるだけではただの知識になってしまいます。

【久保田委員】

先程来サポーターの話が出ていますが、サポーターの皆さんに期待する活動というのは何なのかということと、消費生活センターの相談員と市町村の相談窓口とがどういう関係で、もっと網羅的な活動で有機的に機能し合えるようなものになるのか、目的がど

ういうものになるのか、そのへんを教えていただきたいと思います。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

ひとつ目のサポーターに期待することですが、先ほど高橋委員からの質問にサポーターは誰でもなれるとお答えしたとおりで、消費者問題に詳しい方から詳しくない方までいらっしゃると思いますが、それぞれでいいと思うんです。活動のしかたとしては、地域で消費者問題の学習をしていただき、それを家庭や近所などの集まりの中で周知してもらうということでも十分かと思います。もっと活動を活発にさせていただいて、ご自分で地域の見守りの輪の中に入って行っていただくとか、市町村の活動の中に入っていかればいいですし、もっと進むと、先ほどの出前講座のようなことを地域でご自分でやっていただくとか、あるいは県がこのサポーターさんをお願いするということになれば一番いいと考えています。ボランティアですので、ご自分のできる範囲でやっていただきたいというところです。

もう一点、県と市町村の相談窓口やセンターの関係ですが、法律上は、市町村は身近な相談窓口ということで一義的に住民の相談を受ける、県は広域的な問題や高度な専門性を有するものを扱うという分け方になっているんですけども、トラブルが起こって相談する消費者の側からすれば、どちらということはないので、県へ相談に来ても受け付けます。片や県の側からすると、広域のことをやるのはもちろんですし、市町村がやっていただけるものについても、市町村の相談員のレベルがアップするようにいろいろな研修の機会を設けたり、いろいろな支援をしたり、具体的な相談があったときに市町村消費生活相談支援員等がバックアップするような体制をとっています。

【久保田委員】

今いろいろな問題が起こっているのはいずれも身近な問題です。身近なことは市町村行政の範ちゅうに入りますので、住民の皆さんの身を守るという立場からいきますと、市町村のセンターじゃなくても、相談窓口として、何でも相談は市町村がやりますので、何でも困ったなということは一義的には市町村に寄せていただいていた方がいいかと思います。そういったことをサポーターと市町村との絡みの中でもうちょっと有機的に機能できるようにしていけばいいなと思います。今消費者ホットライン188（いやや）もありますが、どこまでこういうものが功を奏して活用されているか、市町村窓口の周知というのがどのようになっているか、まだ周知がされていないという気もするので、県としても進めていただきたいです。

【山岸会長】

各機関の連携は非常に大事なことです。なかなか大変な問題で、どうやってやったらいいかすぐに答えが出ないような気もしますが、ご検討をお願いします。

私の方から一点、特殊詐欺被害の阻止状況というところで、去年は6億円以上阻止さ

れており、その阻止された方は 66 パーセントが金融機関の職員であるということで、水際で金融機関の方々の役割が非常に大きいものがあると思いますが、林部委員から、こういった取組をされているのか、ご紹介いただいて、またその関係で県は連携することができるのかも含めてご説明いただければと思います。

【林部委員】

具体的な方法で言いますと、「預手作戦」というのをやっているところです。自己宛小切手を発行するもので、例えば 75 歳以上で、300 万円以上のお金を現金で引き出してくださいとお客さんが窓口に来たら、とりあえずはストップをかけて、預金小切手というものを発行して、それを相手に差し上げるようにと説明をする、どうしても小切手では嫌だ、現金をくださいと言った場合には、警察へ通報する、というシステムができております。銀行員からすると、このようなシステムがあると、警察のせいにはできるんです。なんで警察を呼ぶんだと苦情があっても、警察からの指導で、決められた金額以上の現金の支払いについては通報しなくてはこちらが怒られますと言って警察を呼んで、銀行員と警察とご本人とでよく話を聞くと、やっぱり詐欺だったということが判明したりして、認知件数の半分くらいはストップがかかっています。一昨年くらいから、静岡が始めたものだと聞いています。実際に小切手でもいいよということで発行するケースもあるようですが、それを現金化する場合には、本人確認とかいろいろ難しい問題が出てきますから、最終的に反社会的な詐欺を仕掛けた人にはなかなかお金が渡りづらいような方式になっており、水際作戦が機能しているというふうに聞いています。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

昨年の 7 月に消費者被害防止対策推進会議というものを開催しまして、銀行協会を含めた 64 団体の協力を得て、全県挙げて連携を取っています。今日お配りした資料で説明しませんでした。資料 7 の 4 ページ、今年の 10 月末の阻止状況は、件数が 257 件、6 億 3,500 万円阻止しています。これが阻止されていなければ、被害金額は倍、件数も倍以上になっているところです。件数自体も前年同期比 122 件で、倍阻止しているということです。林部委員さんがおっしゃったように、対応がシステム化されて非常に阻止していただいています。実際に阻止するしないについては警察も協力していただいでいて、警察と金融機関で連携を取ってやっていただいでいて、新聞などでも警察で表彰してもらっている記事がたくさん載っているような状況です。

先ほど久保田委員からお話がありました 188（いやや）の件ですが、先日消費者庁で 188 の周知率が非常に低いということが新聞記事にも出ておりました。188 は 7 月に導入したんですけれども、全国的にはその時期相談件数が増えていて、消費者庁は結構使っていると言っていました。番号を知った人はそこへかけるので件数自体は増えますが、知っているかどうかという聞き方をしたら一けた台しか知らないという形に

なっています。電話で局番なしで188とかけるだけで非常にわかりやすいので、先ほどお見せしたCMでも188と周知しております。そうやって周知していけば、本県の相談件数は減っていると話ししましたがけれども、188にかけて郵便番号を押すと最寄りの市町村につながりますので、ますます市町村の方に相談がいく形になるかと思えます。より周知はしていかなければと考えています。

【山岸会長】

高校生、中学生向けの冊子を作るということでしたが、どんなものを何部程度作っているのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 阿部課長補佐】

生徒向けではなくて、教員向けに作ったものです。義務教育の教員向けにA3版を二つ折りにしたものを今年作成しまして、各学校に配っております。部数については、すぐに出せませんが、各学校で各教員が生徒に消費者教育をするためのパンフレットとして作って配っています。(4,100部作成)

【中信消費生活センター 竹淵所長】

補足しますと、元になった資料というのは、昨年11月に、指導主事の先生方が教育委員会の方で作られた4ページもののパンフレットです。私も家庭科の先生の集まりに呼ばれて出前講座のようなものをやったのですが、初歩的なことからすべて網羅されている資料となっています。それぞれの先生のお考えで授業をやっていますので、全部の先生に行き渡っているかは分からないんですが、現物は先生方には使われております。

【山岸会長】

もう一点、資料8の「俺の恩返し！」プロジェクトですが、これはもうスタートしているものですか。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

来年度の事業ということで、これから予算化します。

【山岸会長】

講座修了証があるとどんなサービスを受けられると想定されていらっしゃるのか。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

優待サービスは、今も子育て応援などでやっていますけれども、そのお店に行くと記念品がもらえるとか1品料理が多くつくとか何パーセント安くなるとか、そういうことをやっていただきたいと考えています。

【山岸会長】

他にございますか。

それでは、次に、会議事項(3)長野県消費生活条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

(資料9により説明)

【山岸会長】

何かご質問ご意見などありましたらお願いできますでしょうか。口火を切るところで私から。実際に指定消費生活相談員を4名置くということで条例を規定することなののでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

努力義務です。

【山岸会長】

条例が実際に施行された場合に、指定消費生活相談員の資格を保持している方を何名程度配置できるのか、その予定などはどうなっていますか。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

指定消費生活相談員になるためには、これから実施される消費生活相談員資格試験に合格しなければなりませんので、そういう意味では今は1人も資格者はおりません。試験に合格して、かつ5年間の実務経験も必要ということです。指定消費生活相談員が実際に配置されるのは約5年後になります。

【山岸会長】

資料9-2を見ますと、条例は消費生活センターを設置する地方公共団体が制定するとあるのですが、県が制定した後はセンターを保持している市等も条例を制定する必要があるということでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

都道府県は消費生活センターの設置義務があり、47都道府県全てで設置されているので、すべての都道府県で条例化する必要があります。市町村については、センター自体の設置は努力義務ですが、設置する場合には条例が必置ということですので、いま設置されている15市1町をはじめ、これからセンター化していただく市町村には条例を

作っていただく必要があるということです。15市1町については情報提供をしていますし、どういう進捗状況かというのを把握しております。みなさん4月までに施行されるように準備しているということです。

【山岸会長】

市のレベルではすべてセンターができそうですか。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

消費生活センターが未設置の市はあと4市あり、それぞれこちらからお願いはしています。しかし、相談件数が非常に少ない、あるいは先ほどお話に出ましたように他の相談機関と一緒にやるという話もあり、目標の29年度までに全部できるというところまでは申し上げられません。目標を達成できないというわけではありませんが、これから引き続きお願いをしなければならぬと思います。町村については、周りの市や町村と一緒に広域的にやっていただくという手法も検討いただいているところもあります。それができてくれば、こういう方法もありますよということで進めていけると思います。

【久保田委員】

資格試験に合格した相談員を配置する義務があるわけですね。条例では資格試験合格者を必ず配置しなければならないとしていますが、当面5年間は現行のままでよいというように経過規定で緩めてあるということですか。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

県では、みなし合格者を含めた資格試験合格者を消費生活相談員として消費生活センターに配置することを努力義務として条例に規定するということを申し上げましたが、法律はここまで要求していません。国の専門の試験に準ずる資格がありますという方には首長の判断でその人を消費生活相談員とすることは可能です。条例の規定は努力義務ですので、県の場合も試験に合格した人がみな消費生活相談員になっているかというところのような状況にはならないと思います。本当はそういう状況の方が望ましいと思いますが、長野県においてはそこまで合格した人が多くいるという状況にはないものですから、市町村も同じで様々なところで相談経験のあるという方にはなっただけということですか。

【久保田委員】

消費生活センターを設置している数を下らないように配慮して進めていただけるとよいかと思えます。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

今年から相談員の資格取得の支援講座を行っておりまして、今年で終わるということではなく、続けていきたいと思っております。なりたいという希望が出てこないとだめなのですが、県が行う事業ですのでお金をとるわけではありません。試験を受けるのは別ですので、支援講座を受けたから試験に受かるというものでは必ずしもないですが、合格しやすいように応援のための支援講座をさせていただきます。

【山岸会長】

最後に今までのすべて含めて、何かご意見ご質問などありますか。

【宮入委員】

質問ですが、俺の恩返しプロジェクトで対象がおおむね 20 代半ばからとなっておりますが、高校生も含めていただいてもよろしいですか。おじいちゃん、おばあちゃんが 60 代以上の子は何人もいると思うのですが、県の方はどのようにお考えかお聞かせいただければと思います。

【くらし安全・消費生活課 青木課長】

学校教育の中で行っていただければいいかなという感覚はありますが、出前講座の一種であり、対象もおおむねということですので、来てくれというのを拒むことはありません。

【山岸会長】

それでは、ご発言もないようですので、このあたりで議事を終了させていただきます。

改めまして、皆さんから多くの貴重なご意見ご提案をいただきました。また、ご多用の中、当審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

それでは進行を事務局にお渡しします。

【事務局 くらし安全・消費生活課 池上企画幹】

本日は、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。頂戴しましたご意見を踏まえまして、今後の消費者施策、消費者教育の推進に反映してまいりたいと考えております。引き続き、県の消費者行政につきまして、一層のご理解とお力添えをいただきますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成のうえ、後日、皆様にご確認をいただくこととなりますので、お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。